■臨時職員を募集します（企画財政課）

町では、緊急雇用創出事業に伴う雇用対策の一環として、臨時職員を募集します。希望される方は、左記の募集内容を確認のうえお申し込みください。

お申し込みされた方の中から面接などによる選考のうえ、採用します。

○募集人数　1名

○業務内容　一般事務（各種申請の受付、書類の整理や確認作業等）

○応募資格

・失業中の方

・健康状態が良好な方

・普通自動車免許を有する方

・パソコン操作のできる方（表計算ソフトへの文字入力程度）

※ただし、地方公務員法第16条（欠格事項）の規定に該当する場合は応募できません。

○勤務場所　役場企画財政課

○雇用期間　平成23年2月1日㈫から3月31日㈭まで

○勤務時間　原則として月曜日から金曜日まで午前8時30分から午後5時15分まで

○賃金　日給6，400円以内

※別途通勤手当、割増給あり。詳細については町臨時職員の給与取扱要項による。

なお、制度改正等により変更となる場合があります。

○受付期間　12月6日㈪から17日㈮まで（土・日・祝祭日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

市販の履歴書に所要事項を記入のうえ、運転免許証の写しを添えて、企画財政課財政・管財Gまで持参してください。

なお、面接等の日程につきましては、お申し込み時にお知らせします。

○お問い合わせ　企画財政課 財政・管財G ☎(84)1111（内線222）

12月4日から10日までは人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

一人一人はみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

第62回人権週間強調事項

「みんなで築こう　人権の世紀　考えよう相手の気持ち　育てよう　思いやりの心」

○女性の人権を守ろう

○子どもの人権を守ろう

○高齢者を大切にする心を育てよう

○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう

○部落差別をなくそう

○外国人の人権を尊重しよう

○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

○インターネットを悪用した人権侵害は止めよう

○ホームレスに対する偏見をなくそう

○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

○性的指向を理由とする差別をなくそう

○性同一性障害を理由とする差別をなくそう

○人身取引をなくそう

人権擁護委員がご相談にお答えします。

水戸地方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、当支局に常駐し、地域住民の人権が侵害されないよう注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な対応を採っています。

なお、この常駐制度をご利用いただくに当たっては、次のとおり無料で人権相談（電話による相談可）に応じています。

また、このほか祝祭日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までは当支局職員による相談等も行っています。

○常駐時間　毎週月曜日（祝祭日等の休日を除く）午前10時から午後3時まで

○常駐場所　下妻市下妻乙12 4番地2 水戸地方法務局下妻支局別館

○常駐委員　下妻人権擁護委員協議会所属の人権擁護委員

☎0296(43)3935

水戸地方法務局下妻支局
下妻人権擁護委員協議会